

# 秦漢時代公文書の下達形態

鷹取祐司

## はじめに

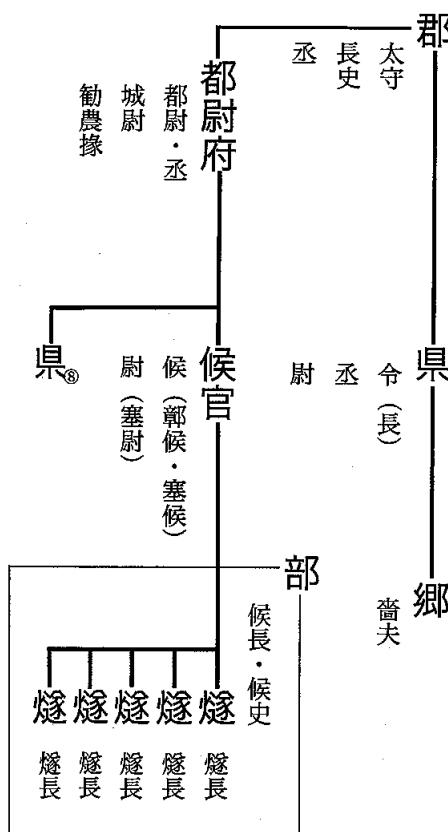
二〇世紀初頭の敦煌漢簡の発見以来、中国では簡牘資料が陸續と発見されている<sup>①</sup>。これらの簡牘資料には多くの公文書が含まれており、それらを考察することによって、典籍史料では窺い得なかつた文書行政の具体像を知ることができるようになつた。漢代公文書の書式や記載形式もその一つである。

漢代の公文書では命令を下達する場合、「A告B謂C」という文言で文書の下達先が示される。この文言は「A Bに告げCに謂う（AがBとCの両方に下達する）」の意味で、「告」と「謂」は下達対象者の身分によつて使い分けられていることが大庭脩によつて指摘された<sup>②</sup>。この解釈は、以後、通説的に受け入れられている<sup>③</sup>。

この大庭の指摘に対し、近年異論が提示された。竺沙雅章は、後世の下行文書の場合複数の官名が並んでいると甲から乙へとの伝達の順を示すのが普通であり、また「告甲謂」の語法だと「甲に告げて謂う」と読む方が無理がないと思われるとして、「告甲謂乙」を取り敢えず「甲を通じて乙に通達した」と解した<sup>④</sup>。その後、糀山明は里

耶秦簡の下達文書に見える「A敢告B告C」という文言は「AがBに命ずる『Cに言え』」の意味であつて「AがBとCに告ぐ」ではありえないし、それ故、通説の当否があらためて問わることになるだろうと述べている。<sup>⑥</sup> 本稿はこの竺沙と糲山の問題提起を承けて、「A告B謂C」に対する通説的解釈の当否を検証するものである。<sup>⑦</sup> なお、漢簡に見える官名については次図を参照されたい。

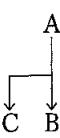
《漢代辺境地帯統治組織図》



## 一 漢簡による検証

「A告B謂C」に対する大庭の解釈と炳山の指摘について、その読み方と文書下達経路を整理しておいた。

《大庭》「A Bに告げしに謂う」 : AがBとCに下達



《炳山》「A Bに告ぐ『Cに謂え』」 : AがBに対してもCへの再下達を命令 A → B → C

以下、本稿では前者を並行下達説、後者を再下達命令説と呼ぶことにしたい。里耶秦簡を根拠として提示されたい」の再下達命令説が漢簡にも適合するのか、漢簡によつて検証しよう。漢簡では「A告B謂C」の他にも「A下B」「A告B」「A謂B」などの形（以下、秦簡・漢簡に見えるこれらの形の文言をまとめて「下達文言」と呼ぶ<sup>⑤</sup>）もあるので、「A告B謂C」以外の下達文言も併せて検討することにしたい。初めに、発信者別に下達文言の型を挙げ、並行下達説と再下達命令説で解釈した場合の下達経路をそれぞれ示した上で、考察を加えることにしよう。

### 【太守発信文書】

1 三月丙午、張掖長史延行大守事・肩水倉長湯兼行丞事、下屬國・農・部都尉・小府・縣官。承書從事、下當用者、如詔書。／守屬宗・助府佐定

2

二月戊寅、張掖太守福・庫丞承熹兼行丞事、敢告張掖・農都尉・護田校尉府卒人、謂縣。<sup>⑩</sup>律曰、臧官物、  
非

錢者、以十月平賈計。

案戍田卒受官袍衣物、貪利貴賈、貰予貧困民。吏不禁止、浸益多。又不以時

驗問

4・1(A8)

3

七月庚申、敦煌太守弘・長史章・守部候脩<sup>⑪</sup>行丞事、謂縣。寫移。書到、具移康居蘇鑿王使者楊伯刀等獻橐佗食用穀數。會月廿五日。如律令。

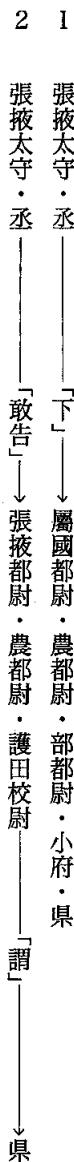
／豫登・屬建・書佐政光

IDXT216 ②:882 \ 1五五

《並行下達說》



《再下達命令說》



3 敦煌太守・長史・丞——「牒」——→県

【都尉発信文書】

4 八月戊辰、張掖居延城司馬武以近秩次行都尉文書事以居延倉長印封・丞部・下官・縣。承書從事、  
=下

當用者。上赦者人數罪別之、如詔書。書到卽。毋出月廿八。 榆陽・守屬恭・書佐況 E.P.F22.68

5 建武八年三月己丑朔 張掖居延都尉謹・行丞事城騎千人躬、告勸農豫禹、謂官・縣。  
令以春祠社稷。今擇吉日如牒。書到、令丞循行、謹修治社稷、令鮮明。令丞以下當

E.P.T20.4A

6 五月丙寅、居延都尉德・庫守丞常樂兼行丞事、謂甲渠塞候。寫移。書到、如大守府  
書律令。／據定・守卒史奉親

E.P.T51.190A

《並行下達説》

4 居延都尉・丞——「下」——→官(候官)・縣

5 居延都尉・丞——「告」——→勸農掾

——「謂」——→官(候官)・縣

6 居延都尉・丞——「謂」——→甲渠塞候

《再下達命令說》

4 居延都尉・丞——「下」——→官(候官)・県  
5 居延都尉・丞——「告」——→勸農掾——「謂」——→官(候官)・県  
6 居延都尉・丞——「謂」——→甲渠塞候

【鄰候發信文書】

7 閏月庚申、肩水土吏橫以私田行候事、下尉・候長。承書從事、下  
當用者、如詔書。／令史得

10・31(A33)

8 十月壬寅、甲渠鄰候喜、告尉、謂不侵候長赦等。

寫移。書到、趣作治已成言。會月十五日、詣言府。如律令。／士吏宣・令史起

139・36+142・33(A8)

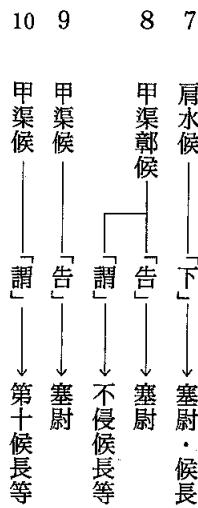
9 九月戊寅、甲渠候 以私印行事、告塞尉。寫移書。書□  
吏功、毋失期。它如府書律令。／令史勝之・尉史充國

E.PT57:48

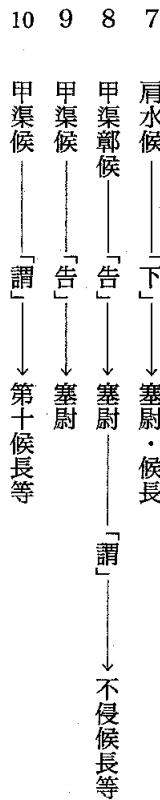
10 元延11年十月壬子、甲渠候隆、謂第十候長忠等。記到、各遣將廩

214・30(A8)

## 《並行下達説》



## 《再下達命令説》



簡1・簡4・簡7は詔書の下達を命じる詔後行下の辞と呼ばれるもので、他の簡は詔書以外の文書を下達したものである。詔書の場合は「下」を、詔書以外の場合は「告」「謂」を用いるという使い分けが存在する。<sup>18)</sup>さて、兩説の下達経路を比べると次のような問題が指摘できる

一、再下達命令説では、同じAからCへの下達でありながら、「A告B謂C」と「A下C」「A謂C」とで異なる下達経路を取ることになる。即ち、都尉発信文書における候官・県、鄣候発信文書における候長は、「A下C」「A

謂C」の形を取る簡4・簡6・簡7・簡10ではそれぞれ都尉、鄭候から直接下達されているが、「A告B謂C」の形を取る簡5、簡8ではそれぞれ勸農掾、塞尉を介して下達されることになり、同じ二つの官署間で異なる下達経路が存在することになる。その結果、例えば簡7では塞尉と候長がいわば並列の関係であるのに対し、簡8では縦の関係となるのであるが、簡7・簡9・簡10では共に候官から直接下達される位置にある塞尉と候長が、「A告B謂C」と記される簡8の場合だけ候官→塞尉→候長という縦関係になるというのを考えにくい。これに対して、並行下達説では同じ二つの官署間で異なる下達経路が存在することは無い。

二、「告」「謂」の使い分けが再下達命令説では説明できない。下達文言に「告」と「謂」が両方とも現れる場合は、簡5・簡8・後掲簡13のように必ず「告…謂…」の順となり、逆の「謂…告…」となる例が無い<sup>⑯</sup>ことは、「告」と「謂」に何らかの使い分けがあつたことを示す。再下達命令説では、直接の下達対象者に対しては「告」を、再下達命令として「…に言え」という場合には「謂」を使うということになるが、例えば簡3・簡6・簡10のように「告」を含まない場合は直接の下達対象者に対しても「謂」が使われており、「告」の有無で「謂」の表す意味が変わってしまう。これに対して、並行下達説は、「告…謂…」の場合も「告」「謂」だけの場合も受信者の身分の違いによる使い分けとして説明できる。

三、再下達命令説は簡牘の出土状況に合致しない点がある。簡2を再下達命令説で解釈すると、この簡は県宛の下達文書となるが、簡2が出土したのは甲渠候官址（A8）であるから、再下達命令説では県宛の文書が候官から出土していることになる。<sup>⑯</sup>この簡2と同じく都尉と県が下達文言の目的語となつている文書で冊書を成す例がある。

二守卒史安國・佐財。

E.J.T1.2

12 a 七月壬辰、張掖肩水司馬陽以秩次兼行都尉事、謂候・城尉。寫移。書到、搜索部界中。母有以書面。  
=會廿日。如律令。/據遂、守屬弘。

b 七月乙未、肩水候福、謂候長□□□□。寫移。書到、搜索部界中。母有以書面。會十五日。須報府。

=母□□如律令。/令史□。

E.J.T1.3

この冊書は肩水金闕址（A32）で出土した「甘露二年御史書」と呼ばれるもので、簡11の前には指名手配書がある。簡文に肩水金闕を示す文字は無いが、金闕址出土簡には肩水候官から閔嗇夫への下達文書の例もあるので、この冊書も肩水候から肩水金闕へ下達されたものだ。簡12 bの「謂候長」に続く积読不能部分に「閔嗇夫」と記載されていたのである。再下達命令説による下達経路は次のようになる。

11 張掖太守・丞——「敢告」——→都尉—————「謂」——→県

12 a 肩水都尉——「謂」——→候・城尉

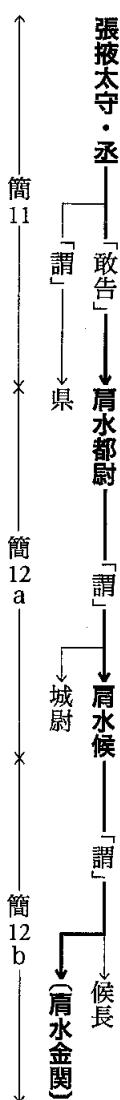
12 b 肩水候——「謂」——→候長・〔肩水金闕〕

再下達命令説では簡11を太守が都尉に対して県への再下達を命じたものと解釈するので、簡11を承けて都尉が下した簡12 a の下達先は県となるはずであるが、簡12 a に記される下達先は候と城尉であつて県ではない。その結果、簡11と簡12 a とを一連の文書下達として理解することができない。これに対して、並行下達説での下達経路は次の

ようになる。



並行下達説では、簡11の受信者である都尉（肩水都尉）が簡12aの発信者、簡12aの受信者である候（肩水候）が簡12bの発信者となり、簡11・簡12を次のように一連の文書下達として理解することができる。



さらに、並行下達説では簡11を都尉と県の両方への下達と解することで、簡11の県はこの冊書そのものの下達経路（右図太字部分）とは無関係となる。同様に簡2も張掖都尉・農都尉・護田校尉・県への下達で、簡2そのものは張掖都尉から下達されてきたものと見なせば、県は簡2そのものの下達経路とは無関係となつて出土地の問題は解消する。

四、再下達命令説では簡5を勧農掾に対し候官・県への再下達を命じたものと解釈するので、この簡5を承けて候官・県に下達する勧農掾発信の下達文書が存在しなければならない。同様に、簡8についても塞尉発信の候長宛て下達文書が存在しなければならない。ところが、そのような例は今のところ確認されていないし、次の冊書はそのような下達文書の存在可能性 자체を否定するものである。

- 13 建昭二年三月癸巳朔丁酉、敦煌太守彊・長史章・守部候脩仁行丞事、告  
史敞、謂效穀。今調史監置如牒。書到、聽與從事、如律令。  
14 三月戊戌、效穀守長建・丞、謂縣泉置嗇夫。寫移。書到、如律  
令。  
／掾武・卒史光・佐輔  
II90DXFT216 ②:243 一七六

これは懸泉置出土の「調史監遮要置冊」と呼ばれる冊書で、監遮要置史の任免を敦煌太守から效穀県へ、さらに懸泉置へと下達したもので、簡13の前に被任免者の名籍二枚が附せられている。簡13の下達文言を史敞に対し效穀県への再下達を命じたものと解釈すると、この次に史敞が発信者となり效穀県に下達する文書が存在しなければならないが、次の簡14の発信者は史敞ではなく效穀守丞である。この冊書はひもで編綴されたままで出土したのだから、簡13と簡14の間に別の簡が存在した可能性は無く、その結果、この冊書そのものは敦煌太守→效穀県→懸泉置と下達されたもので、この冊書そのものの下達に史敞が関与したと考えることはできない。逆に、この敦煌太守→效穀県→懸泉置という下達経路は、並行下達説による下達経路に一致するのである。

以上、四つの問題点を取り上げたが、「A告B謂C」を再下達命令説で解釈した場合に如上の問題が生じる一方で、

並行下達説ではそのような問題は発生しない。従つて、漢簡の下達文言「A告B謂C」は並行下達説で解釈するのが妥当である。

## 一 里耶秦簡下達文言の検討

漢簡の下達文言「A告B謂C」と里耶秦簡の「A敢告B告C」は全く同じというわけではないが、里耶秦簡の「敢告」は漢簡でも使われている（簡2・簡11・後揭簡22）し、漢簡の「謂」は里耶秦簡でも使われており（後揭簡15a・簡16a・簡21②・簡23②）、両者は用語も共通で極めてよく似た形式といえる。それにも拘わらず、前章の検証結果に従えば、漢簡の下達文言の示す下達経路は秦簡のそれとは異なることになるが、そのようなことがあり得るのだろうか。再下達命令説について今一度検討する必要があろう。

### （一）再下達命令説

糸山が再下達命令説に考え方をここで確認しておこう。きつかけとなつたのは次の里耶秦簡である（糸文中の丸番号および図は筆者による）。

15 a

廿七年二月丙子朔庚寅、洞庭守禮、謂縣嗇夫・卒史嘉・假卒史穀・屬尉。令曰…… (中略) ……  
 ……嘉・穀・尉令人日夜端行。它如律令。

J1 ⑯ 5A

b □月丙辰、①遷陵丞歐、敢告尉、告鄉・司空・倉主。前書已下、重聽書從事。②尉

別都鄉・司空。司空傳倉、都鄉別啓陵・貳春。皆勿留脫。它如律  
 令。／鉗手。丙辰水下四刻、隸臣尚行。

J1 ⑯ 5A

c 三月癸丑、水下盡□、陽陵土□匂以來。

／邪手

如手

d □月癸卯、水十一刻刻下九、求盜簪褒陽成辰以來。／羽手

如手

J1 ⑯ 5B

簡15は幅広の木牘の両面に書かれたもので、表面のaは二月一日付、洞庭郡守発信の縣嗇夫・卒史嘉・假卒史穀・屬尉宛て下達文書、裏面のbはaを承けて出された三月一日付、遷陵県丞発信の尉（・郷・司空・倉主）宛て下達文書である。幼山はこの簡について次のように考えている。まず、②に見える「別」を、これとほぼ同文の簡16 b ②が「別書」を作ることから、複数の対象に同一内容の文書を伝達することと解釈した上で、②は図Iのような尉を経由した伝達経路を指示しているとし、それ故、①は図IIのような伝達経路を示すと解釈すべきであつて、從来の解釈による図IIIのような伝達経路ではありえない、と。

16 a

□年二月丙子朔庚寅、洞庭守禮、謂縣嗇夫・卒史嘉・假卒史穀・屬尉。令曰…… (中略) ……  
 ……嘉・穀・尉令人日夜端行。它如律令。

J1 ⑯ 6A

b 三月庚戌、①遷陵守丞敦狐、敢告尉、告鄉・司空・倉主。聽書從事。②尉別書都

鄉司空司空傳倉都鄉別啓陵貳春皆勿留脫。它如律令。鉤手。庚戌水下口

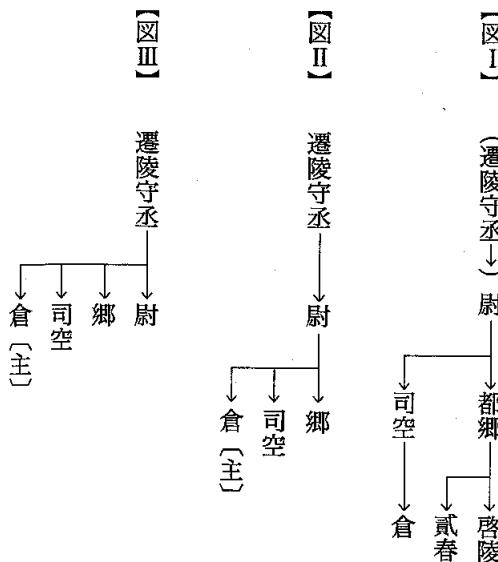
3

三月戊午、遷陵丞歐敢言之。寫上。敢言之。  
□月戊申夕、士五巫下里聞令以來。  
／鈎手  
／庚午  
己未旦、令史犯行。

四  
手

J1 ⑯ 6B

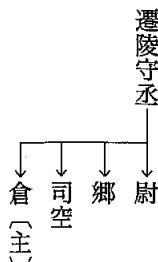
14



四  
III

四  
II

四  
一



確かに、尉と郷（都郷）・司空との関係については図I・図IIで一致するのに対し、図IIIは明らかに異なっているが、啓陵・貳春の二郷と倉への伝達経路については図I・図IIでも完全に一致しているわけではない。また、①の「告郷・司空・倉主」を尉に対する再下達命令とするならば、尉が都郷と司空へは直接下達しながら、啓陵・貳春の一郷と倉へは都郷・司空を介して間接的に下達しているのはなぜかという疑問も生じる。これらの問題点・疑問点が存在する以上、②に示された下達経路に①を重ね合わせることで①を解釈するという方法には、再考の余地があるだろう。以下、別の観点から①について検討したい。

## (2) 「主」の意味するもの

簡15b（簡16b）の①と②について、もう一つ引っ掛かる点がある。②の「倉」が①では「倉主」となっていることである。この「主」は主管者・責任者の意味で、「倉主」は倉の主管者・責任者と解釈されているが、なぜ①と②で表現が異なるのだろうか。

次の簡17も官名等に「主」のつく例である。

17

卅二年四月丙午朔甲寅、遷陵守丞色敢告酉陽

丞主。令史下絡帶直書口到。敢告主。

J1 ⑧ 158A

」の簡を「…敢告西陽丞。主令史…」と句讀する論者もあるので、まず」の句讀を確定しよう。王煥林は末尾に「告主」とあることから「主」は「西陽丞」につくと言うが、里耶秦簡講讀會は逆に「敢告主」と「主令史」を対応させることを示しており<sup>16</sup>、「敢告主」だけからでは読みを確定できない。幸い、同じ「敢告主」という表現が睡虎地秦簡・封診式に見える。

18 有鞠 敢告某縣主。男子某有鞠、辭曰、士五、居某里。可定名事里、所坐論云可、可罪赦、或覆問母有、遺識者以律封守、當騰馬、皆爲報。敢告主。 睡虎地秦簡・封診式六・七

封診式は文書の文例集で、「敢告某主」で始まり、「敢告主」で終わる形は後掲簡24・簡27にも見えることから、「これが定型書式の一つである」とは間違いない。簡18には冒頭の日付と発信者名が無いが、簡17と簡18が同一書式であることは明らかであろう。封診式の簡18・簡24・簡27が「敢告某縣主」で断句されることは間違ないので、同一書式である簡17も「敢告西陽丞主」で断句すべきである。次の簡19・簡20も「主」を後ろに続けて読むことはできないもので、「主」で断句することを支持する。

19 □遷陵守丞敦狐告都鄉主。以律令從事。／逐手□□  
甲辰、水十一刻刻下者十刻、不更成里午以來／律手

J1 ⑯ 9B

20 八月癸巳、遷陵守丞□告司空主。聽書從事□

起行司空。

八月癸巳、水下四刻、走質以来。／行手

J1 ⑧ 133B

里耶秦簡で官名等に「主」がつく例は、上掲簡の他にも次の簡<sup>21</sup>がある。

21 ①廿八年八月戊辰朔丁丑、酉陽守丞□敢告遷陵丞主。

亭里士五順、小妾□餘、有律事。□□□□遷□

令史可聽書從事□□□／②八月甲午、遷陵拔謂都

鄉嗇夫。以律令從事。／朝手 即走印行都鄉

八月壬辰、水下八刻、隸妾以來／□手 □手

J1 ⑨ 984B

「主」で断句すると「敢告遷陵丞主」となるが、これは簡<sup>17</sup>と同じ形であり、この断句で問題は無い。

このように「主」で断句すると、簡<sup>17</sup>の「酉陽丞主」、簡<sup>21</sup>の「遷陵丞主」のように「某県丞主」なるものが存在する」となる。「主」が主管者・責任者であるない<sup>22</sup>が、これらは県丞の主管者・責任者となるが、倉や都鄉・司空といった機関・部局の主管者・責任者<sup>23</sup>の「主」を主管者・責任者と理解することは不可能と言わなければない<sup>24</sup>。あり得ないだろう。従って、これらの「主」を主管者・責任者と理解することは不可能と言わなければならない<sup>25</sup>。そこで、これまで挙げた「官名等十主」の用例をもう一度見てみると、全て下達文書中の「敢告」「告」の目的語となつてゐる<sup>26</sup>とに気づく。例えば、簡<sup>19</sup>・簡<sup>20</sup>では「主」の附せられた「都鄉」「司空」が同一箇所に

も見えるが、そいでは「主」はつけられていない。つまり、官名等に附せられる「主」は下達文書中の「敢告」「告」の目的語となつている場合に限りつけられているのである。簡15b(簡16b)の①では「倉主」と書かれるのに②では「主」がつかないのもこのために他ならない。

このような「主」と極めて類似する用例が漢簡に見える。

22

- 得倉丞吉兼行丞事、敢告部都尉卒人。詔書、清塞下、謹候望、備蓬火。虜即入、料度可備中。母  
 ॥遠追爲虜所詐。書已前下。檄到、卒人遣尉・丞・司馬、數循行、嚴兵□ 12・1A(A33)
- 禁止行者、便戰鬪具、驅逐田牧畜產、母令居部界中、警備母爲虜所詐利。且課母狀不憂者効。尉。  
 ॥丞以下母忽。如法律令。敢告卒人。／掾延年・書佐光・給事□ 12・1B(A33)

これは太守が都尉に下した檄である。簡22は「敢告部都尉卒人」で始まり「敢告卒人」で終わっているが、この書式は、秦簡の「敢告某主」で始まり「敢告主」で終わる書式と「卒人」と「主」が異なるだけである。秦簡の「主」に対応するの「卒人」とは何だろうか。大庭脩は簡22の「敢告部都尉卒人」について、『論衡』謝短篇に「兩郡書を移して『敢えて卒人に告ぐ』と曰うに、兩県言わるは、何と解するや」とあるのを挙げた上で、この「敢告卒人」に対し「敢えて直言せず、但だ其の僕御に告ぐるのみ」と解する黄暉の説を紹介している。黄暉が「敢告卒人」の類例として挙げた『春秋左氏傳』襄公四年「虜馘」の「敢告僕夫」に附せられた杜預の注にも「僕夫に告ぐるは、敢えて尊を斥さず」とあり、貴人に対し敢えて直言しないという黄暉の説は従うべきであらう。ただし、大庭はさらにもう一步進めて、「敢えて直言せぬ」という意味では同じであるが、漢簡にあらわれる「敢告」の用例は太守・

都尉級の高官が直接兵卒に語りかける形で出す重要な布告に特定的に用いられると言えう。<sup>⑧</sup>しかし、「敢告(都尉)卒人」という形で特定の吏の不正の調査や帳簿の再点検を下達した例<sup>⑨</sup>もあり、このような内容が都尉配下の兵卒一人一人に語りかけられたとは考えにくい。簡22を承けて下された下達文書の発信者は都尉であるし、「檄到らば、卒人 尉・丞・司馬を遣わして…」とあるように「卒人」に対しても尉・丞・司馬の派遣が命じられていることから、「敢告部都尉卒人」で示される下達対象者は都尉と考えなければならないだろう。さらに、前掲『論衡』謝短篇では郡同士で文書を遣り取りする際に「敢告卒人」と言うのはなぜかと問うてているのだから、「敢告卒人」と記される文書の宛先も郡太守と考えるべきであろう。それ故「卒人」は、敢えて直言しないことで敬意を表す働きをする語で、「陛下」や「足下」に類するものと考えられる。簡2・簡11では発信者である太守と官秩の近い都尉には「卒人」がつく一方で下級の県には附いていないことも、「卒人」が直言しないことで敬意を表す語であることを示すものであろう。

「卒人」がそのような働きをする語であるならば、「卒人」と類似の使われ方をする「主」も同様に文書受信者に対する敬意を表す語と考えられよう。官名等に「主」が附くのが下達文言の目的語の場合に限られることも、「主」が受信者に対する敬意を表す語であるならば当然のこととして理解できる。簡2には「敢告張掖・農都尉・護田校尉府卒人、謂縣」とあって、「卒人」を附すべき受信者が複数存在する場合はその最後につけられていることから、同様の働きをする「主」もそれを附すべき受信者が複数いる場合はその最後につけられたと考えられる。そうであるならば、「遷陵守丞歐敢告尉、告鄉・司空・倉主」とある簡15b①(簡16b①)は、「主」より前に記される尉・鄉・司空・倉の全てに対して下達することを意味すると解釈しなければならないだろう。

漢簡の「A告B謂C」との近似性と、上述の「主」についての考察結果から、里耶秦簡の「敢告尉、告鄉・司空・倉主」も漢簡と同様に並行下達説で解釈するのが妥当であると考える。ただ、解決しておかなければならぬ問題

が一つある。簡15b①(簡16b①)が尉・郷・司空・倉の全てに下達するという意味であるにも拘わらず、下達先をまとめて「敢告尉・郷・司空・倉主」とは書かず、「敢告尉」と「告郷・司空・倉主」をわざわざ分けて書いているのはなぜかという点である。この書き方こそ再下達命令説のきつかけとなつたものであり、再下達命令説を否定するためにはこの書き分けの理由を明確にする必要がある。

### (3) 「敢告」と「告」

里耶秦簡と睡虎地秦簡・封診式で「敢告」「告」および「謂」を含む用例を集めるべく、簡15から簡21の他にも次のものがある。

23 ①卅四年六月甲午朔戊午、陽陵守慶敢言之。未報。謁追。敢

言之。／堪手

②卅五年四月己未朔乙丑、洞庭假尉觸謂遷陵丞。陽陵卒署遷陵。其以律令從事。報之。當騰馬。／嘉手。以洞庭司馬印行事

敬手

J1 ⑨ 1B<sup>④</sup>

24 覆 敢告某縣主。男子某辭曰、十五、居某縣某里、去亡。可定名事里、所坐論云可、可罪赦、  
「或」覆問毋有、幾籍亡、亡及逋事各幾可日、遺識者當騰馬、皆爲報、敢告主。

25 告臣 爰書… (中略) … 丞某

告某鄉主、男子丙有鞠、辭曰、某里士五甲臣。其定名事里、所坐論云可、可罪赦、或覆問母有、甲賞身免丙復臣之不殿。以律封守之、到以書言。 睡虎地秦簡・封診式三七～四一

26 縣妾 爰書… (中略) … 丞某告某鄉主。某里五大夫乙家吏甲詣乙

妾內、曰、乙令甲謁縣劓丙。其問如言不然。定名事里、所坐論云可、或覆問母有、以書言。

睡虎地秦簡・封診式四二～四五

27 罷子 爰書… (中略) …

〔敢〕告法丘主。土五咸陽才某里曰丙、坐父甲謁盜其足、罷獨邊縣、令終身母得去罷所論之、罷丙如甲告、以律包。今盜丙足、令吏徒將傳及恆書一封詣令史、可受代吏徒、以縣次傳詣成都、成都上恆書太守處、以律食。法丘已傳、爲報、敢告主。

睡虎地秦簡・封診式四六～四九

これらの簡と簡15b①(簡16b①)について、発受信者と「敢告」「告」「謂」の組み合わせを整理すると次のようになる。なお、受信者に「主」がつけられている場合は、「県丞『主』」のように記した。

## 《里耶秦簡》

ア 郡守 ——— 「謂」 ——— 県嗇夫・卒史・仮卒史・屬

イ 郡尉 ——— 「謂」 ——— 県丞 簡15a・簡16a

ウ 県令 ——— 「謂」 ——— 都鄉嗇夫 簡23②

エ 県丞 ——— 「敢告」 ——— 県丞 「主」

オ 県丞 ——— 「告」 ——— 都鄉 「主」

カ 県丞 ——— 「告」 ——— 司空 「主」

## 《睡虎地秦簡・封診式》

キ ——— 「敢告」 ——— 県 「主」

ク 県丞 ——— 「告」 ——— 郷 「主」

## 《里耶秦簡 簡15b① (簡16b①)》

ケ 県丞 ——— 「敢告」 ——— 尉 (主<sup>②</sup>)

コ 県丞 ——— 「告」 ——— 郷 (主)

サ 県丞 ——— 「告」 ——— 司空 (主)

シ 県丞 ——— 「告」 ——— 倉 「主」

..... 簡18・簡24・簡27  
 ..... 簡25・簡26  
 ..... 簡20  
 ..... 簡17・簡19  
 ..... 簡21①  
 ..... 簡21②  
 ..... 簡23②

「敢告」が使われているのはエ・キ・ケであるが、エは発信者・受信者ともに県丞で、この場合は同格官間で使わ

れている<sup>④</sup>。キでは発信者が書かれていないが、簡18・簡24・簡27は「敢告」を用い文書末尾を「敢告主」で結ぶ書式で、これはエと同じである<sup>⑤</sup>。簡18・簡24・簡27と同じ封診式でも、県丞が郷に下達している簡25・簡26では末尾に「敢告主」の語が使われていないことから、「敢告」を用い「敢告主」で終わるキは、エと同じように同格官間で遣り取りされた文書と考えられよう。ケは発信者が県丞、受信者が県尉である。漢初の県尉と県丞は同秩であるので、秦代も同様だとすればケも同格官間での文書となる。以上、エ・キ・ケの例から、「敢告」は同格官間で使われる表現と考えてよいだろう<sup>⑥</sup>。これに対し、「告」の例は全て県丞から県に属する郷・司空・倉へ下達した場合であるから、「告」は上級官が下級官へ通知する時の表現と考えられる。このように、秦簡では「敢告」と「告」が発受信者間の上下関係によって明確に使い分けられており、簡15b①（簡16b①）で「敢告尉」と「告郷・司空・倉主」が分けて書いてあるのも、同格の官である尉に対する「敢告」と、下級官である郷・司空・倉に対する「告」とを区別するためであつたと考えられる。

この書き分けに関連して、「謂」と「告」についても検討しておく必要がある。なぜなら、前掲のア・シの中で、受信者に「主」が附けられていないのは「謂」の場合に限られているからである。そこで注目されるのがウとオ・ク・コである。共に郷への下達であるが、県令が発信者のウでは「謂」が使われているのに対して、県丞が発信者のオ・ク・コでは「謂」ではなく「告」が使われている。漢簡では、例えば簡8のように郭侯が塞尉と候長に文書を下す場合、郭侯との身分差が小さい塞尉に対しては「告」を使い、身分差が大きい候長に対しては「謂」を使っていたが、この身分差による「謂」「告」の使い分けがこの場合にも当てはまる。つまり、ウは受信者である郷と身分差の大きい県令が下達するので「謂」が使われ、オ・ク・コは県令に比べ郷との身分差の小さい県丞が下達するので「告」が使われていると説明できよう。受信者に対する敬意を示す「主」が「謂」の目的語に附けられな

いのは、  
〔謂〕  
が発受信者間の身分差が大きい場合に使われる語であるからに他ならない。

（4）里耶秦簡の下達経路

簡15b①(簡16b①)を並行下達説で理解すると下達経路は前掲図IIIとなるが、②の示す下達経路は図Iであり、問題は振り出しに戻った感がある。しかしながら、これまでの考察で、簡15b①(簡16b①)の示す下達経路が図IIIであることは間違いない。②についても、簡16bに記された文書発信記録「走招行尉」から遷陵守丞発信文書は尉に下達されたことがわかり、それ故、簡16bは②の経路で実際に伝達されたと考えて間違いない。簡15bの下達文言はこの簡16bと同一なのだから、簡15bも②に示された経路で実際に文書が伝達されたと考えてよいだろう。そうすると、簡15b(簡16b)は下達文言の示す経路とは異なる経路で伝達されたと考えざるを得ないのであるが、実はこれと同様の例が漢簡にも存在する。

28

廣田、以次傳行、至望遠止

寫移。疑虜有大衆不去，欲竝入爲寇。檄到，循行部界中，嚴教吏卒，驚烽火，明天田，謹迹候，候望。

上段

(下段A面)

二禁止往來行者、定燃火輩送、便兵戰鬪具、毋爲虜所萃斬、已先聞知。失亡重事。毋忽。如律

二令。／(3)十一月壬申、殄北守 □

(下段B面)

候長縷・未央・候史包・燧長騎等。疑虜有大衆、欲竝入爲寇。檄到、縷等各循行部界中、嚴教吏卒、

二定燃火輩送、便兵戰鬪具。毋爲虜所萃斬、已先聞知。失亡重事。毋忽。如律令。

(下段C面)

278・7(A10)

この簡は觚（棒状の大型木簡）に書かれた檄で、封泥匣より上に文書宛先が書かれ、下に三面に亘つて文書が記されたものである。(1)は配下の臨木燧卒による虜發見をうけて、甲渠候長安と候史個人が將兵護民田官居延都尉の渭にそれを報告した上申文書、(2)は將兵護民田官居延都尉の渭が殄北候官へ警戒体制を取るよう命じた下達文書、(3)は殄北都候がそれをさらに候長縷・未央・候史包・燧長騎等に下達した文書で、(1)の簡28そのものは(1)(2)を承けて殄北都候から候長らに下されたものである。上段に「廣田、以次傳行、至望遠止」とあるのは、長城線に並ぶ燧をリレーして廣田燧から望遠燧まで順次伝達せよとの指示であり、下達対象者の候長縷等はその間の燧に勤務していたのであろう。つまり、簡28は下達文書では候長縷・未央・候史包・燧長騎等に並行して下達するという形を取りながら、実際には下達対象者である候長らが勤務する燧を回覧形式で伝達されてるのであり、そのような伝達経路を指示しているのが上段の「廣田、以次傳行、至望遠止」に他ならぬ。」の簡28の例から、具体的な伝達経路を別に指示する」として、下達文書とは異なる経路で伝達される場合のあつたことがわかる。里耶秦簡の簡15b(簡16b)もこれと同様なのではないか。即ち、(1)の下達文書では尉・鄉・司空・倉へ並行して下達する形を取りながら、(2)で「尉別(書)都鄉・司空。司空傳倉、都鄉別啓陵・貳春」という具体的な伝達経路を別に指示する」とい

実際には②の経路で伝達されたと考えたい<sup>④</sup>。

ただし、ここで注意しておきたいのは、下達文言とは異なる経路で伝達されたとしても、命令系統そのものに何らかの変更があったわけではないという点である。簡28の場合は、「廣田、以次傳行、至望遠止」という伝達経路が明記され、珍北鄭侯の下達文書で記載が終わっていることから、珍北鄭侯の下達文書が記された簡28そのものが回覧形式で順次伝達されていったことは疑い無く、長城線上の燧で檄が受け渡しされる度に受領した燧長等を発信者とする文書が追加されたわけではない。つまり、長城線上に並ぶ各燧に伝達されたのは珍北鄭侯の下達命令なのであって、檄をリレーする燧同士には命令系統上の上下関係など存在しない。この点、誤解なきよう確認しておきたい。簡上段の「廣田、以次傳行、至望遠止」はあくまでこの檄を伝達する経路を指示したものであって、命令系統とは何の関係もないと考えるべきである。里耶秦簡の簡15b（簡16b）の場合も、この簡28と同様に、遷陵守丞が発信した簡15b（簡16b）そのものが②の経路を回覧形式で順次伝達されたのであって、例えば、遷陵守丞発信の下達文書を受け取った尉が自分が発信者となる下達文書を追加して郷・司空・倉へ下したわけではないだろう。簡15b（簡16b）が回覧形式で伝達されたとすれば、尉・郷・司空・倉はあくまでも遷陵守丞の命令を受けていることになり、その場合の命令系統は①の下達文言に示されている命令系統そのものとなる。

このように、簡15b（簡16b）が②の経路を回覧形式で伝達されたと考えれば、①の下達文言と②の伝達経路を整合的に理解することが可能となり、さらには里耶秦簡と漢簡の下達文言も統一的に解釈できるようになるのである。

## おわりに

本稿での考察結果をもう一度まとめておこう。

・漢簡の「A告B謂C」は大庭説の通り「A Bに告げCに謂う (AがBとCに下達する)」と解釈すべきである。

・里耶秦簡の「A敢告B告C」も漢簡と同様に「A 敢えてBに告げCに告ぐ (AがBとCに下達する)」と解釈すべきである。

・下達文言の「敢告」は発受信者が同格の場合に、「告」は発受信者の身分差が小さい場合に、「謂」は身分差が大きい場合に用いられる点、秦簡・漢簡とも概ね同様である。

・下達文書で、発信者から全ての下達先に直接下達されるのではなく、下達文書が複数の下達先に回覧形式で順次伝達される場合もあつた。

・里耶秦簡や睡虎地秦簡・封診式で官名等に附せられる「主」は主管者・責任者を指すのではなく、漢簡に見える「卒人」と同様に、下達文言において文書受信者に対して敬意を表すために附せられる語である。

以上である。最後に、本稿での考察に関連して二点述べておきたい。

一つは県丞の位置についてである。漢簡では令・丞の連名で文書を発信するのが正式と思われるのに対し、里耶秦簡では県丞单独で文書を下達している場合も多く、県の公文書の発信については県令と県丞がほぼ同等の権限を有したと考えられることが指摘されている。<sup>(5)</sup> その一方で、県丞が発信した下達文言における「敢告」「告」「謂」の使い方について秦簡と漢簡を比較してみると、秦簡では県尉に対しては「敢告」が、郷に対しては「告」が使わ

れていたが、漢簡では県尉に対して「告」が、郷に対して「謂」が使われている<sup>⑭</sup>。先述の「敢告」「告」「謂」の使い分けに基づいて言えば、秦簡の段階では県丞と県尉・郷の身分差は小さかつたが、漢簡の段階になると大きくなつたということになろう。もつともこれらの語の使い分けだけで身分差を云々できるわけではないが、連名発信と併せて、秦から漢へと替わる中で県丞の位置に何らかの変化があつたことは想定できるのではないか。

もう一つは簡15と簡16を巡る送付状況である。これら二簡の日付から送付状況を整理すると、二月一五日付の洞庭郡守発信文書を三月三日に受領した遷陵県は二日後の五日に尉などに下達したが、三月八日になつて同じ二月一五日付洞庭郡守発信文書を再び受領したので、三日後の二一日に尉などに對し「前書已下、重聽書從事」と下命したことになる<sup>⑮</sup>。しかしながら、遷陵県はなぜ同じ二月一五日付の洞庭郡守発信文書を五日の間をおいて二度も受け取つているのだろうか。この問題は秦漢公文書の伝達形態を明らかにする上で解決しなければならない点であり、先に述べた回覧形式での文書伝達こそこの問題を解決する鍵になると思われるのであるが、筆者に与えられた紙幅は既に尽きており、ここで取り上げる余裕はもはや無い。別の機会に譲ることとしたい。

注

- ① 駢宇騫・段書安編著『二十世紀出土簡帛綜述』(文物出版社 一〇〇六)に一〇〇一年までの出土状況がまとめられている。
- ② 漢代公文書についてのまとまった研究としては、大庭脩『秦漢法制度の研究』(創文社 一九八一)、同『漢簡研究』(同朋舎出版 一九九二)、永田英正『居延漢簡の研究』(同朋舎 一九八九)、李均明・劉軍『簡牘文書学』(広西教育出版社 一九九九)、汪桂海『漢代官文書制度』(広西教育出版社 一九九九)、李天虹『居延漢簡簿籍分類研究』(科学出版社 一〇〇三)など。

- ③ 大庭脩『木簡』(学生社 一九七九)一五五~一五七頁。
- ④ 例えば、永田英正「文書行政」(殷周秦漢時代史の基本問題編集委員会編『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院 一〇〇一所収)でも大庭説に基づいた説明がなされている(二八八頁)。

- ⑤ 竹沙雅章「居延漢簡中の社文書」(畠谷至編『刃境出土木簡の研究』朋友書店 二〇〇三 所収)三四四~三四六頁。

- ⑥ 粉山明「湖南龍山里耶秦簡概述」(『中国古代訴訟制度の研究』京都大学学術出版社 二〇〇六 所収)二八四~二八五頁。

- ⑦ 簡牘資料は以下のものに拠つた。また、本稿で問題とするは文書の發受信者と下達文言であるので、紙幅の都合もあり解説は省略した。なお、敦煌・懸泉置漢簡には原簡番号の後に『敦煌漢簡』『敦煌懸泉置漢簡釋粹』の番号も附記した。

《睡虎地秦簡》

睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社 一九九〇)

《里耶秦簡》

湖南省文物考古研究所他「湖南龍山里耶戰國—秦代古城一号井發掘簡報」(『文物』一〇〇三一一)

湖南省文物考古研究所他「湘西里耶秦代簡牘選釋」(『中國歷史文物』二〇〇三一一)

里耶秦簡講說會「里耶秦簡譯注」(『中國出土資料研究』八 二〇〇四。正誤表:同九 一四〇頁)

湖南省文物考古研究所『里耶發掘報告』(岳麓書社 一〇〇六)

王煥林『里耶秦簡校詁』(中國文聯出版社 二〇〇七)

《居延漢簡》

勞榦『居延漢簡 囖版之部』(中央研究院歷史語言研究所 一九五七)

中國社會科學院考古研究所『居延漢簡 甲乙編』(中華書局 一九八〇)

謝桂華他『居延漢簡釋文合校』(文物出版社 一九八七)

甘肅省文物考古研究所他『居延新簡釋粹』(蘭州大學出版社 一九八八)

甘肅省文物考古研究所他『居延新簡 甲渠候官』(中華書局 一九九四)

《敦煌・懸泉置漢簡》

甘肅省文物考古研究所『敦煌漢簡』(中華書局 一九九一)

胡平生・張德芳『敦煌懸泉漢簡釋粹』(上海古籍出版社 一〇〇一)

⑧『續漢書』百官志に「唯邊郡往往置都尉及屬國都尉、稍有分縣、治民比郡」と記載されるように、後漢時代、辺境地帯においては太守管轄下の県の他に都尉に直属する県も存在したようである。後掲簡4・簡5の県はこの都尉直属県と思われるので、「ここに県を入れておいた。なお、都尉直属県については、鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』第六章「郡都尉」(日本学術振興会一九六二)、角谷常子「漢代居延における軍政系統と県との関わりについて」(『史林』七六一 一九九三)参照。

⑨秦簡の「敢告」と漢簡の「移」は同格官間で使われる語で厳密な意味では下達ではないが、本稿ではこれらも含めて「下達文言」と呼ぶことにしたい。

⑩竺沙は「謂縣。律曰」を「謂う『縣律に曰く……』と解釈する方が素直であるとする(竺沙前掲論文三四二頁)が、後掲簡11は

「県に謂う」としか読めないし、次例では「氐池」で断句される」とは間違いないのでも下達内容が律の引用から始まる」とになる。

それ故、簡2を「謂縣。律曰」と読む」とに問題はない。

更始二年四月乙亥朔辛丑、甲渠節守候轡尉二人移氐池。律曰□□□□

□□□史驗問收責報。不服、移自證爰書。如律令。

⑪ 「張掖農都尉」を張掖都尉・農都尉と解した。張掖都尉は次の簡にも見え、陳夢家は郡都尉とする（陳夢家『漢簡緯述』中華書

局 一九八〇 四一頁）。

張掖都尉章

肩水候以郵行

九月庚午、府卒孫意以來

74・4(A23)

⑫ 大庭前掲『木簡』1111～145頁。また、詔後行下の辞については、同「居延出土の詔書冊」（前掲『秦漢法制史の研究』所収）参照。なお、郡侯發信文書で本文所掲のもの他、「[...]謂...」の形のものが一例ある。

九月甲戌、甲渠候 下尉、謂第四候長憲等。承書從事、[...]

E.RF22452

、」の簡は詔後行下の辞であるが、詔後行下の辞での簡のようには「[...]」と「謂」の両方が使用されている例は他に確認できな。

それ故、この簡は詔書下達の場合の下達文言と詔書以外の場合のそれを混同したものと思われ、考察対象から外した。

⑬ 簡2・簡11のように「敢告...謂...」となる場合も、「告」と「謂」は常にこの順になる。

⑭ 簡2の県を都尉直屬県と見なしても、県宛の下達文書が候官を通過することはない。なお、簡3も県宛の下達文書であるが、簡3が出土した懸泉置は次掲の簡に見えるように效穀縣所屬の機関で、後掲簡13～14のように效穀縣から文書が下達されている。

E.P.C.39

それ故、簡3については県宛になつていても問題はない。

效穀縣泉置嗇夫光、以亭行

D.Q.C.1 / 1290

- ⑯ 四月丙子、肩水辭北亭長敵以私印兼行候事、謂關嗇夫吏。寫移。書
- 如律令。令史熹・光・博・尉史賢

29・7(A32)

⑯ 前掲『敦煌懸泉漢簡釋粹』六九頁の【注釋】に拠れば、出土時、この四簡はこれらと無関係の内容の記された別の二簡と共に一本の縄で編綴されていた。出土時の編綴は文書送付時の編綴そのものではないと思われるが、無関係の二簡と併せて編綴する際に、冊書の途中の簡だけをわざわざ外すとは考えにくいで、この冊書はもともとの四簡で構成されていたと考えられる。

⑰ 「告鄉司空倉主」を「告貳春鄉司空倉主」とする誤文もあるが、王煥林前掲書の指摘（一一三頁）する通り「貳春」は誤りである。

⑱ 青木俊介「里耶秦簡に見える縣の部局組織について」（『中国出土資料研究』九 一一〇〇五）一〇四頁、陳治國「里耶秦簡『守・和・守丞・枳義及其他』」（『中國歷史文物』一〇〇六一二）五九頁、王煥林前掲書一〇九頁。なお、青木は「主」「守」共に官嗇夫を指すとする。

- ⑲ 李學勤「初說里耶秦簡」（『文物』一〇〇三一一）七四頁、里耶秦簡講讀會前掲譯注一〇一頁。
- ⑳ 王煥林前掲書五六頁。里耶秦簡講讀會前掲譯注一〇一頁。
- ㉑ 前掲『睡虎地秦簡竹簡』は「當牘、牘皆爲報」を作るが、紺山の指摘に従い改めた。紺山前掲「湖南龍山里耶秦簡概述」一八五二一八六頁。後掲簡24についても同じ。
- ㉒ 紺山明「雲夢睡虎地秦簡」（滋賀秀三編『中国法制史——基本史料の研究——』東京大学出版会 一九九二）一〇七頁。
- ㉓ 王煥林は簡17の「酉陽丞主」を酉陽縣丞の主管と解釈し、秦縣の守丞は一人に限らず、また、丞と守丞が同時に置かれるといもあつたので、県丞宛文書には「主」を附ける必要があつたという（前掲書五五・五六頁）が、同じ県丞宛下達文書でありながら

簡23(2)では「主」は附いていない。確かに里耶秦簡には短い期間に複数の守丞の名が見えるが、守丞が同時に複数置かれたことを直接示す史料は無いし、王のこの理解に従えば、簡18・簡24・簡27には「某県主」「法丘主」とあるので複数の県令・守令の存在を想定しなければならなくなる。或いは、この「某県主」や「司空主」「都鄉主」「倉主」については、その機関・部局の責任者のことであつて複数の官吏の存在を想定する必要はないというのかもしれないが、そうであれば「某県丞主」の場合と「主」の意味合いが異なることになる。後述のように、下達文言に「主」が附くか否かは「敢告」「告」と「謂」との使い分けに対応しているのであるが、王の理解ではこの対応を説明できない。

(24) 青木前掲論文ではJ1⑧133(本稿簡20)を取り上げて、司空という部局に下された文書の宛先人とされているのだから「司空主」は司空の主管者と考えるのが自然であり、都郷の主管者と思しきものがJ1⑨984AB(本稿簡21)では「都郷衛夫」、J1⑯9B(本稿簡19)では「都郷主」と記されていることから、「衛夫」が「主」と表現される場合もあつたと考えられるところ(104~105頁)が、「某県丞主」についてこの説は成り立たないし、そもそも、司空へ下された文書の宛先人が「司空主」と書かれていることが、「主」が主管者であることの積極的根拠とはならない。なお、青木論文以外の注⑧所掲論文では「主」を主管者・責任者とする根拠は示されていない。

(25) 簡19はその表面に「都郷」が見える。

廿六年五月辛巳朔庚子、啓陵郷□敢言之。都郷守嘉言、諸里□□  
効等十七戸徙都郷、皆不移年籍。令曰移言。・今問之、効等徙□  
書告都郷曰、啓陵郷未有牒、母以智効等初產至今年數。□

J1⑯9A

(26) 「敢告卒人」蓋與左傳虞箴「敢告僕夫」、揚雄州箴「敢告在階」「敢告執御」義同。不敢直言、但告其僕御耳。(黃暉『論衡校釋』

## 卷一二 謝短編

- (27) 大庭前掲『漢簡研究』一一一～一一三頁。
- (28) 『春秋左氏傳』襄公四年「獸臣司原、敢告僕夫」〔注〕獸臣、虞人。告僕夫、不敢斥尊。
- (29) 大庭前掲『漢簡研究』一一三頁。
- (30) 建始元年九月辛酉朔乙丑、張掖大守良・長史威・丞宏、敢告居延都尉卒人。言殄北守候塞尉護・甲渠侯誼、典史社、受致屬飯黍肉。護直百卅六、直百卅二。五月五日、誼以錢千五百、償所斂吏社錢。有書。護受社屬不謹、誼所以錢千五百償吏者審、未發覺。誼以私錢償□罪名。書到、如
- 長丞拘校、必得事實、牒別言。與計偕、如律令。敢告卒人。
- (31) 次掲のC面が簡22 A.B面の太守發信文書を承けて下された下達文書であるが、その發信者は都尉代行と丞代行である。
- 都尉事・司馬丞登行丞事、謂肩水候官。寫移。檄到、如大守府檄書律令。／卒史安世・屬樂世・書佐延年
- (32) 『漢書』卷一九上「百官公卿表上」によると、太守は二千石、都尉は比二千石、県令は千石～六百石、県長は五百石～三百石である。
- (33) しかしながら、「主」の字義からすると、「卒人」のように敢えて直言しないために付け加えられた語とは考えにくい。或いは、もとは単に担当者を指す語であったものが、後に敬意を表す語として用いられるようになったのかもしれない。
- (34) 里耶秦簡には「下」の用例が一例あるが、漢簡では「下」は「告」「謂」とは使用法を異にするものであったので、このでは除外した。
- 四月丙午朔癸丑、遷陵守丞色、下少内。謹案致之。書到言。署金布發。它如
- 律令。／欣手／四月癸丑、水十一刻刻下五、守府快行少内。
- (35) J1⑨2からJ1⑨12にわざの簡と同じ「卅五年四月丙午朔乙丑、洞庭假尉觸謂遷陵丞」という記載がある。この部分についてはJ1⑨1と全く同一なので、本文には挙げなかつた。

⑯ この部分を前掲「睡虎地秦墓竹簡」では「…敢告。告法丘主…」に作る。「…敢告。敢告法丘主…」であれば簡17・簡18・簡24と同じく「敢告某主」で始まり「敢告主」で終わる書式となる。簡27が「敢告法丘主」ではなく「告法丘主」となっているのは、「敢」の重文符号をつけ忘れたか、或いは、図版を見ると「敢」字の部分が不明瞭なので整理小組が重文記号を読み取れなかつたからではないだろうか。いずれにしろ「告某県主」という例が他に見えないので、ひとまずこのように考えて「敢」を補つておく。

⑰ 簡15b①（簡16b①）で直接「主」がつるのは「倉」だけであるが、「主」は「倉」より前の「尉」「鄉」「司空」にも掛かると考えられるので括弧付きで示した。

⑱ 陳治国「從里耶秦簡看秦的公文制度」（『中國歴史文物』二〇〇七一）も簡17を挙げて同級官署に対して文書を発信する場合に「敢告」を用いることを指摘する。

⑲ エの簡21①には文書末尾の「敢告主」が無いが、末尾部分の「令史可聽書從事□□□」は注⑳所掲の鳳凰山一六八号漢墓出土竹牘の「可令吏以從事。敢告主」とよく似た表現になつてお、釈讀不明の三字が「敢告主」と思われる。王煥林はこの釈讀不明の三字に「敢告主」を補つている（王煥林前掲書二〇〇頁）。

⑳ 黄泉文書ではあるが、前漢文帝期に比定される次掲の鳳凰山一六八号漢墓出土竹牘も「敢告」を用い文書末尾を「敢告主」で結ぶ書式で、江陵丞から地ト丞へと同格官間で送られている。これについては、紀南城鳳凰山一六八号漢墓発掘整理組「湖北江陵鳳凰山一六八号漢墓発掘簡報」（『文物』一九七五一九）参照。

十三年五月庚辰、江陵丞敢告地下丞。市阻五

大夫燧少言、與大奴良等廿八人、大婢益等十八人、轂車二乘、牛車一兩、駒馬四匹、驥馬二匹、騎馬四匹、司令吏以從事。敢告主。

江陵鳳凰山一六八号漢墓出土竹牘

④ 次掲の張家山漢簡・二年律令によれば、丞と尉の秩は共に県令の半分である。

胡、夏陽、彭陽…（中略）：秩各八百石、有丞・尉者半之、司空・田・鄉部二百石。

張家山漢簡・二年律令四四七～四五〇（秩律）

汾陰、涇、杜陽…（中略）：秩各六百石、有丞・尉者半之、田・鄉部二百石…（以下略）

張家山漢簡・二年律令四五一～四五四（秩律）

張家山漢簡・二年律令について、張家山一四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡〔一四七号墓〕』（文物出版社 一〇〇一）参照。  
④ 漢簡の「敢告」は簡2・簡11に見えるように、秩「二千石の郡太守から比」二千石の都尉へというほぼ同格の官の場合に限られており、同格官間で「敢告」を使う点、秦簡と概ね同じと言える。

⑤ 簡の下端が折れているので③部分の釈文に缺字があるが、下段C面冒頭の「侯長縷・未央、侯史包、燧長騎等」が文書の下達先であることは記載形式から疑い無い。

⑥ 一般に、秦漢時代の公文書は発信者の印で封印され、簡28の場合も殄北鄧侯の印が封泥匣に押されていたと思われる。封泥匣の無い簡15b（簡16b）の場合は、次掲の睡虎地秦簡・法律答問に「復た封して它縣に傳う」とあることから推測すれば、文書受領者が受領文書そのものを再び自印で封印して次に送つたのではないだろうか。

發僞書、弗智、賈二甲。令咸陽發僞傳、弗智、即復封傳它縣。它縣亦傳其縣次、到關而得、今當獨咸陽坐以賞、且它縣當盡賞。咸陽及它縣發弗智者當皆賞。

睡虎地秦簡・法律答問五七～五八

⑦ 回覧形式による文書伝達が行われていたとする、第一章で指摘した第四点について若干補足する必要が生じる。第四点は、「A告B謂C」を再下達命令説で解釈するとA→B→Cと下達されることになるが、B発信の下達文書は存在しないものであつた。ところが、BがA発信の下達文書を回覧形式でCに下達したとすれば、B発信の下達文書が存在しなくてもよいことになる。

しかしながら、例えば簡13・14では「A告B謂C」とある内のAといCの発信文書は存在しているのや、Bだけが回覧形式や「謂した」となるが、この場合のみ回覧形式で下達する合理的な理由が説明できない限り、「A告B謂C」のBだけに回覧形式での下達を想定すべきではないだろう。もとより、第四点以外の指摘については、回覧形式を想定したとしても再下達命令説の問題点は解消されないのであるから、第一章での検証の結論自体に変更を加える必要はない。

⑥ 高村武幸『漢代の地方官吏と地域社会』(汲古書院 11008) 11111回。

⑦ □居延丞竟、告尉、謂東西鄉□□

484・23(A8)

簡上端が折れているが、令丞運名發信の時は「七月一酉、居延令弘・丞□、移過所懸」(218・1(A32)) のよへに「丞」の前には県名がこないので、この簡は県丞単独發信とわかる。

⑧ 王煥林前掲書一七三頁。ただし王は、簡15a (J1⑥6A) に記される洞庭郡守發信文書は、11月11日には豐陵守丞が二度目の下達文書を送る時に一度目の下達文書の内容を抄録したものと考えてある。

〔附記〕本稿は、11007年度立命館東洋史学会大会(11007年8月16日、於末川記念会館)での発表原稿を大幅に改記したものである。当日、貴重な意見をくださった参加者の皆様に感謝申し上げる。

(本学文学部准教授)